

宮沢洋一・自民党税調会長に聞く

令和7年度税制改正と
今後の展望所得税の見直し多数、
人的控除等の
抜本的改革へ

令和7年度税制改正では、所得税の基礎控除の引上げ、法人税では中小企業経営強化税制の拡充、資産税関係では事業承継税制の役員就任要件の緩和などが行われた。

本誌は、自民党税制調査会の宮沢洋一会長に単独インタビューを行い、主な改正項目の趣旨やポイントのほか、今後の税制改正の見通しなどを聞いた。

(※このインタビューは令和7年4月17日に行いました。)

Q1 国民民主党との協議、国会での改正法案の修正など異例のプロセスを経て、3月31日に改正法案が可決・成立し、即日公布となりました。

▶少数与党での税制改正、衆議院で改正法案を修正

私は初めて“少数与党”での税制改正を経験しました。与党だけでは法律を成立させられませんので、国民民主党や日本維新の会との協議で合意を得ることが必要となりました。

昨年11・12月、国民民主党の税調会長といわゆる“103万円の壁”の引上げについて議論していましたが、意見の折合いがつきませんでした。仮に、意見が折り合ったとしても、今年2月の衆議院の改正法案の審議で賛成してもらえない確証もなく、合意に至りませんでした。

この議論の過程で我々が示した内容を盛り込んだ改正法案は、政府が2月に国会へ提出しました。所得税の基礎控除を最後に引き上げたのは1995年です。この30年間で物価は約10%上

昇、生活必需品に限って言えば20%程度上昇しています。その上昇分の20%に合わせ、基礎控除の額48万円と給与所得控除の最低保障額55万円をそれぞれ10万円ずつ引き上げ、計123万円を課税最低限としました。また、大学生のアルバイトの就業調整に対応するため、大学生年代の子の年収が150万円まで親は63万円の所得控除を受けられ、150万円を超えても段階的に通減する控除を受けられる「特定親族特別控除」の制度を設けました。

2月に衆議院で改正法案の審議が始まった段階で、再び国民民主党との協議を始めました。その協議では、年収200万円までは、基礎控除の額を37万円上乘せして、給与所得控除の最低保障額と合わせて課税最低限を160万円とし、年収850万円までは年収に応じて基礎控除の額を上乘せする「基礎控除の特例」の案を示しました。国民民主党とのこの協議も難航し合意に至りませんでしたが、それほど高額所得者優遇にはならず、しっかりと皆さんが減税の恩典を受けることができるものとして、この特例を盛

り込んだ修正案を国会に提出しました。

これに日本維新の会が賛成してくれて、修正案を反映のうえ改正法案が成立しました。少数与党で大変苦勞した税制改正だったと思います。

Q2 今年の税制改正の目玉は、やはり基礎控除の引上げでしょうか。

▶基礎控除の引上げは今年の年末調整で適用

国民民主党から最低賃金の上昇の割合に合わせて、103万円の壁を178万円まで引き上げる提案をいただきましたが、もともと、物価が上がりはじめたときに、今年くらいには基礎控除の引上げといったものを検討する必要があると思っていました。

デフレを脱却し成長局面に入った段階で、基礎控除を含めた課税最低限の引上げができたことはタイムリーだったと思っています。

基礎控除の引上げなどについては、なるべく早期にということで、令和7年分の所得税から適用します。年の途中から行うのは実務的に難しいため、給与所得者の方は今年12月の年末調整で適用となります。

Q3 確定拠出年金の拠出限度額が大幅に引き上げられました。

▶iDeco等の上限引上げも適用は先

確定拠出年金(DC・iDeco)については、大幅に改善しました。企業型の確定拠出年金がない企業に勤められている方については、掛金の拠出限度額を2.3万円から6.2万円に引き上げています。ただし、これは年金関係の改正法に伴う措置であり、残念ながらまだこの改正法は成立していません。早くこの措置が実現すればよいと思います。

Q4 与党の修正案の附則に「所得税の抜本的な改革に係る措置」として、人的控除などの見直しの方向性が記載されました。

▶所得税の控除全体の見直しが必要

A：今回創設しました「基礎控除の特例」は、年収200万円から年収850万円の方は2年限りの措置となります。物価が上昇するなか、給与所得がまだ追いついていない状況をカバーし、デフレ脱却を揺るぎないものにするためにも2年間手当てします。

所得税については、ここ10年で配偶者控除の見直しなど多くの改正をしており、人的控除の見直しという大きな方向性はこれまでも打ち出しています。急激に変えることは難しいですが、控除全体の見直しが必要と考えています。

Q5 退職所得課税の見直しはありましたか。

▶退職所得課税は時間をかけて見直しを

退職所得課税の見直しに関する議論を行う必要があると思っていますが、これは意見が分かれる話であり、昨年12月に野党を含めた合意を得ることは無理だと判断して、今回の税制改正の議論の対象からは外しました。

退職所得課税については、増税云々という声も聞こえますが、はじめから増税しようという気持ちはありません。税収がニュートラルな中で、終身雇用が少なくなり途中で職を変えられる方が増えている時代に、中立的な退職所得課税のあり方を考える必要があるということです。新しい制度に基づき、それぞれの方が自分の人生設計を考えられるよう、時間をかけて見直しを行わなければなりません。



Q 6 中小企業の軽減税率の特例が延長された一方、対象法人等が縮減されました。

▶所得10億円超は税率15%から17%に引上げ

A：中小企業の軽減税率の特例の適用期限を2年延長しました。一方、所得10億円超の事業年度の適用税率を17%とし、グループ通算制度の適用を受けている法人はこの特例の対象から除外しました。

10億円も稼いでいる中小企業に15%の税率を適用するのはどうなんだろうといった声がありました。また、優遇税制とその財源の確保という観点もあり、例えば、経済産業省関係の税制では今回、中小企業経営強化税制を拡充しています。その財源としても、関係者が納得する税率15%の適用のラインが所得10億円ということだったと思います。

Q 7 中小企業経営強化税制では売上高100億円超を目指す中小企業の拡充措置が設けられました。

▶日本経済の屋台骨となる中小企業を育成

売上高100億円超を目指す中小企業に対して、「建物」も中小企業経営強化税制の対象とするなどの拡充措置を講じました。売上高100億円超を目指すポジティブな中小企業は、手厚く支援していこうということです。

令和6年度税制改正では、賃上げ促進税制に従業員数2,000人以下の中堅企業向けの措置を創設しています。今回の中小企業経営強化税制の拡充も、中堅企業を目指すような中小企業を応援するもので、日本経済の屋台骨となる企業を育てていく考えです。

Q 8 令和8年4月1日以後開始事業年度から防衛特別法人税が課されます。

▶防衛特別所得税の実施時期は検討

長年の懸案でありました防衛力強化のため、防衛特別法人税の創設、たばこ税の引上げを行いました。防衛特別法人税とたばこ税で1兆円ほどの税収を確保できるので、防衛特別所得税の実施時期は引き続き検討することで整理しました。

Q 9 事業承継税制の特例措置は役員就任要件が緩和された一方、令和9年12月31日の適用期限をもって廃止されます。

▶株式評価の方法等も視野に事業承継は今後の検討課題に

事業承継税制の特例措置（非上場株式の贈与税・相続税の納税猶予及び免除）は、ある意味不公平な制度です。土地を持っている資産家の個人であれば、その土地を相続、贈与すれば当然相続税や贈与税がかかります。しかし、土地を持っている会社の株式として承継すれば、特例措置により、その株式の相続税及び贈与税は大きく優遇されることになります。企業の経営者を極めて優遇する税制といえます。

一方、中小企業の経営者の平均年齢が60歳を超えるなか、経営者の若返りが重要です。税制として少し歪ではありますが、10年間限定の特例措置として、この間の世代交代を促しています。当初から「この特例措置は10年間限定で1回きりのものです。次はありませんので、特例

措置を適用したい方は、この10年間で必ず対応してください。」といった説明をしています。同じような措置はもうできないと思います。

では、今後の事業承継はどうしたらよいのか。株式の評価方法をどうするのか、という話かもしれませんし、もし評価の話ということになれば、他の資産を持っている人との不公平感はありません。事業承継をどのようにしていくかというのは、今後考えていかななくてはならないと思っています。

Q10 物価高対策等で消費税の減税案が浮上しているという報道があります。

▶消費税の引下げにはハードルも

日本の消費税は消費者が負担する制度で、これまで複数回の税率引上げの際にはきちんと価格に消費税の転嫁をするようにしています。もし、税率を引き下げることになったとして、例えば、スーパーマーケットなどの商品の税率を10%から5%に引き下げるとした場合、その商品の仕入れ先の業者にも5%分価格を引き下げてもら

う必要があります。それと同時に、少なくとも消費税の引下げ5%分以上の価格の引下げを仕入れ先に求めることがないよう、法律で手当てる必要があると思います。

レジシステムの見直しなど、税率変更には最低でも1年半ほどは対応に時間がかかり、その期間には買い控えが発生してしまいます。こうした問題を踏まえ、スムーズに税率の引下げを実施できるような知恵は、私にはありません。

《略 歴》

宮沢 洋一（みやざわ よういち）氏

昭49. 4 大蔵省入省

55. 7 岸和田税務署長

平 4. 6 内閣総理大臣首席秘書官

12. 6 衆議院議員総選挙当選

（以降3期連続当選）

22. 7 参議院議員選挙当選

26.10 経済産業大臣・内閣府特命担当大臣等

27.10 自民党税制調査会会長

28. 7 参議院議員選挙当選（2期目）

令元.10 自民党税制調査会小委員長

3.11 自民党税制調査会会長

税務通信データベース『マイ記事』登録 月間ランキング 4月分

- 1 税務通信 REPORT 交際費課税 得意先を乗せたタクシー代のミスに注意 (No.3847・2頁)
- 2 R7改正 所得税の基礎控除額等の全体像 (No.3847・5頁)
- 3 退職所得の源泉徴収票等 提出範囲が全役職員に拡大 (No.3848・6頁)
- 4 ゼロからはじめる組織再編税制<第1回>組織再編成ってなに?① (No.3848・13頁)
- 5 所有権移転外リースの分割控除を引き続き認める (No.3848・2頁)
- 6 【ショウ・ウインドウ】LEDと修繕費・資本的支出の判定 (No.3846・52頁)
- 7 新リース 政令で少額リースの簡便的な取扱いに対応 (No.3847・8頁)
- 8 国税庁 インボイスQ&Aを改訂 (No.3849・2頁)
- 9 実例から学ぶ税務の核心<第104回>東京地判令和4年5月16日 税理士損害賠償請求事件 (No.3847・40頁)
- 10 【ショウ・ウインドウ】賃上げ税制と給与等の計算 (No.3847・53頁)

※「マイ記事」は税務通信データベースの“お気に入り登録機能”です。